

和歌山大学附属中学校におけるいじめ重大事態調査委員会設置要項

学長裁定 令和3年5月15日

最終改正 令和3年7月20日

(趣旨)

第1条 この要項は、平成28年10月19日に和歌山大学教育学部附属中学校（以下「学校」という。）において発生したいじめ事案（以下「事案」という。）について、「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する組織として設置する調査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(調査・審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を調査し審議する。

- (1) 被害生徒に対するいじめに関する事実の調査
- (2) 事案発生前後における学校の取り組みと課題
- (3) 今後のいじめ問題への取り組みに関する提言
- (4) その他事案に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) いじめ問題に関わっている学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 教育委員会等が推薦する専門職

2 委員は学外者から選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、和歌山大学総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和3年5月15日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和3年7月20日から施行する。

委員名簿（いじめ防止対策推進法第 28 条）

泉 佐 野 法 律 事 務 所 弁 護 士 植 木 和 彦 氏

立 命 館 大 学 大 学 院 教 職 研 究 科 教 授 春 日 井 敏 之 氏

大 阪 千 代 田 短 期 大 学 客 員 教 授 黒 田 浩 継 氏
(元大阪府教育庁人権教育企画課首席指導主事)